

平成 21 年度「道州の組織・自治権に関するプロジェクトチーム」 検討状況報告（案）のポイント

1 道州の組織・機構を制度設計する上で原理・原則となる事項

（１）長と議員の直接公選

- 現行憲法を前提とすれば、道州には議事機関としての議会が置かれ、長と議員は公選されることとなる。

（２）自主組織権

- 道州の組織・機構の編成については、道州の自主組織権が最大限に尊重される必要がある。

（３）専門性と総合性

- 道州の組織・機構を編成する上では、専門性ととともに総合性も発揮できるように配慮されなければならない。

（４）効率性

- 道州の組織・機構を編成する上では、道州の担う事務及び事業の運営が簡素かつ効率的・効果的なものとなるよう、十分に配慮されなければならない。

2 道州の自主組織権についての考え方

- 現行の地方自治法は詳細な規定を置いているが、道州制下においては、こうした規定を見直し、道州の組織及び運営については、できる限り道州条例に委ねられるべきである。

（１）長の組織

- 長の出先機関や内部組織、補助機関などについて法律に定めを置く必要はなく、すべて道州条例に委ねるべきとの意見がある。

（２）議会の組織

- 議会の組織については、基本的事項を除き、道州条例に委ねられるべきであるとの意見がある。

（３）長と議会の関係、権限

- 道州の長と道州議会の関係については、法律で一定の枠を示す必要があるとの意見や、法律に定めた上で条例による補正を認める必要があるとの意見がある。
- 一方、長と議会の関係や権限は、条例で定めるべきとの意見がある。

(4) 委員会及び委員、審議会等

- 中立性・独立性が特に強く要請される組織については、その独立した位置づけ等について法律に定めを置くべきとの意見がある。
- 審査・裁定等の機能を担う組織については、その機能等について法律に定めを置くことが考えられるとの意見がある。
- 道州の委員会等について法律に定めを置く場合にあっては、組織の設置のあり方や、組織及び運営に関し必要な事項については、可能な限り各道州が裁量を発揮できるようにすべきとの意見がある。
- 一方、全国的に統一して設置することが望ましい委員会等についても、必置規制の必要はなく、道州に判断を委ねるべきとの意見がある。

3 現在の都道府県に比べて組織・機構面で考慮すべき事項

(1) 役割分担の見直しに伴って考慮すべき事項

- 自主組織権が最大限に尊重されるべきとの原則の下でも、監査機関の独立性は担保されることが必要であると考えられる。
- 各道州の判断により、人材育成プログラムの工夫や採用方法の多様化、国の人材の必要に応じた移管などによる対応を検討する必要があると考えられる。

(2) 自治立法権の拡大に伴って考慮すべき事項

- 各道州の判断により、長の側にも、議会の側にも、それ相応の立法補佐機関を整備することが必要になると考えられる。
- 専門的検討機能・利害調整機能・公平確保機能・行政民主化機能をもつ審議会等の役割が、さらに重要性を増すと考えられる。
- 全道州による協議機関を設置することも考えられる。

(3) 人口・面積の拡大に伴って考慮すべき事項

- 住民と広域自治体との距離が遠くなるとの懸念については、現在は国が担う政策等の企画・立案を含む権限を道州又は基礎自治体へ移譲するとともに、都道府県の権限を基礎自治体へ移譲することが必要。
- 道州と基礎自治体による「道州内協議会（仮）」のような組織を設置することも考えられる。
- 道州の担う役割に応じて、区域内に一定の道州の出先機関を置くことも必要になると考えられる。
- 道州議会の議員定数については、各道州において住民意思の適切な反映を基本として設定されることが必要。